

## 豊明市公募型指名競争入札実施要領

(平成15年11月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、豊明市が発注する建設工事において、建設業者から、技術的適性をよりの確に把握するための技術資料を公募により幅広く求め、入札及び契約手続きのより一層の透明性・競争性を高めることを目的とする指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）を実施するための必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象となる建設工事は、土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の3業種とし、1件につき設計金額が制限付き一般競争入札の対象未満の工事につき、対象とすることができるものとする。

(対象業者)

第3条 公募型指名競争入札に参加することができる業者は、豊明市工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、前条の工事業種毎に登録されている者とする。

(入札の掲示)

第4条 市長は、公募型指名競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、公募型指名競争入札工事発注表（様式第1号）を掲示するものとする。

2 対象となる者の資格は、資格者名簿における対象工事に係る業種の総合数値等による格付に基づき別表のとおり定めるものとする。

(入札応募者の申請)

第5条 公募型指名競争入札への応募をする者は、参加資格の条件を満たしている場合に限り、公募型指名競争入札参加申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を所定の期日までに、市長に提出することができるものとする。

2 前項により申請書を提出する者は、申請書に技術資料を添付しなければならない。この場合、技術資料の内容は次に掲げるものの中から、当該工事の特性等に応じて決定する。

(1) 同種又は類似工事の施工実績

(2) 当該工事配置予定の主任技術者等の資格及び工事経験

(3) その他市長が必要と認める事項

(入札参加者の指名等)

第6条 指名業者審査委員会（以下「委員会」という。）は、前条により申請のあった者より入札参加者を選定する。

2 市長は、委員会の選定に基づき入札参加者を指名する。

3 市長は、応募した者の技術資料の審査等により3名以上選定することができない場合は、指名競争入札により行うものとする。

4 市長は、第2項で指名した者に対して入札執行に必要な事項を通知する。ただし、指名しなかった者に対しては、指名しなかった旨及び指名しなかった理由を公募型指名競争入札非指名通知書（様式第3号。以下「非指名通知書」という。）により通知する。

(理由説明等)

第7条 前条第4項の規定により非指名通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内に、書面により指名しなかった理由について、説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、速やかに回答するものとする。

(秘密の保持)

第8条 提出された技術資料は、公表しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるものを除き、公募型指名競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総合数値による等級区分

等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事
A	1,000 以上	1,000 以上	1,000 以上
B	700 以上 1,000 未満	700 以上 1,000 未満	700 以上 1,000 未満
C	700 未満	700 未満	700 未満
D	<p>次のいずれかに該当する者は資格者名簿の総合数値にかかわらずこの等級とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事業種において、前年度3月31日以前5年度間に、国、愛知県又は豊明市と同規模工事の施工実績のない業者。</li> <li>・対象工事業種において、資格者名簿の年間完成工事高の実績が著しく低い業者。</li> </ul>		